

令和3年4月の凍霜害からの復旧に取り組む皆さまを応援します!!

## 「宇治茶樹勢回復緊急支援事業」のご案内

コロナ禍に加え、令和3年4月の凍霜害を受けた茶生産者や産地を支えるため、被害茶園の樹勢回復のための追加施肥・追加防除に要した肥料や農薬の費用を支援します。



### 事業概要

#### ○対象経費：

凍霜害を受けた茶樹の樹勢回復のため、令和3年7月末までに追加施肥・追加防除した肥料・農薬の費用

#### ○助成額：定額（10アール当たり 4千円以内）

\*補助金額は、追加施肥・防除を行った茶園面積に支援単価を乗じた額とします。  
ただし、予算の範囲内で助成を行うため、申請面積が多い場合は支援単価を下げることがあります。

#### ○補助対象者（事業実施主体）：

府内の茶販売農家で組織する組織・団体等  
（茶生産組合、部会、連合会等）



**申請締切** 令和3年8月31日（火）まで

※事業の詳細は、裏面をご覧ください

# 事業内容

## 補助対象者 (事業実施主体)

府内の茶販売農家で組織する組織・団体（茶生産組合、部会、連合会等）

## 採択要件

以下の1及び2の条件をいずれも満たすこと

- 1 事業実施主体の構成員は、次のア～ウを全て満たすこと  
(ア) 府内の茶販売農家であること  
(イ) 令和3年産一番茶の出荷販売数量が、令和2年を除いた過去5年間（平成27年～令和元年）のうち最高・最低を除く3年間の平均値と比べて、3割以上減っている者であること  
(ウ) 収入保険に加入している者、又は今後の加入に向けて具体的な検討（京都府農業共済組合との保険設計の相談等）を行っている者であること
- 2 補助対象となる茶園は、令和3年4月の凍霜害により、3割以上の減収をともなう顕著な被害があり、対象期間内に樹勢回復のための追加施肥や追加防除を行ったことが生産履歴等で確認できること

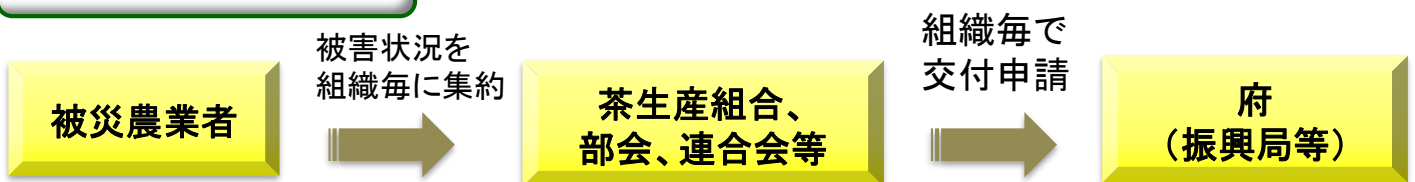
## 支援対象・助成額

【対象経費】凍霜害発生日（令和3年4月10日）～令和3年7月末日までに、茶樹の樹勢回復のために追加施用された肥料、農薬の費用

【助成額】定額（支援単価 10アール当たり 4千円以内）

\* 補助金額は、追加施肥・防除を行った茶園面積に支援単価を乗じた額とする。しかし予算の範囲内で助成を行うため、申請面積が多い場合は支援単価を下げることもある。

## 事業の流れ



## お問い合わせ先

京都府農林水産部農産課 宇治茶・特産振興係（京都府庁）	TEL075-414-4944
山城広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課：宇治総合庁舎）	TEL0774-21-2392
南丹広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課：亀岡総合庁舎）	TEL0771-22-0371
中丹広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課：舞鶴総合庁舎）	TEL0773-62-2743
丹後広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課：峰山総合庁舎）	TEL0772-62-4305